

経営戦略会議付議事項書

提出年月日：平成24年1月31日

付議事項提出部局	健康福祉部 障がい福祉課	
該当する審議事項	(3)重要な施策及び事業計画に関する事項	
件名	伊勢市障害福祉計画（案）について	
付議事項の概要	<p>○計画の目的</p> <p>平成21年3月に策定した『伊勢市障害者保健福祉計画』のうち、障害者自立支援法第88条の「市町村障害福祉計画」を根拠とする部分について、現行計画の期間が平成23年度をもって終了することから、『伊勢市障害福祉計画』として策定（改定）するものである。</p> <p>本計画は、国の基本指針に即し、平成26年度を目標年度とし、生活支援に関する具体的なサービス提供体制について、必要なサービス量を見込み、これを確保するための方策を定めたものである。</p> <p>なお、『伊勢市障害者保健福祉計画』のうち、障害者基本法第11条第3項の「市町村障害者計画」を根拠とする部分については、当初の計画期間である平成29年度まで継続するものである。</p>	
審議の論点	<p>○ これまでの策定経過</p> <p>○ サービス需要量の見込み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 数値目標の考え方は、国の基本指針及び法改正の動向等を踏まえ、現状把握に基づき設定している。 ・ 現在、国において検討が進められている「障害者総合福祉法（仮称）」は平成24年度の成立、平成25年8月までの実施を目指していることから、計画期間中においても、必要に応じ、見直しを行うこととする。 	
参考事項	(過去の実績、提出部局での審議経過・意見等)	
関係資料の有無（○をする）	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無	

付議事項提出部局	都市整備部都市計画課
件名	特定用途制限地域等・市長の特例許可に係る手続きについて
付議事項の概要	<p>○伊勢市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例(H23.12.28制定)</p> <p>特定用途制限地域は、都市計画法第9条第14項で、<u>用途地域が定められていない土地の区域（市街化調整区域を除く。）</u>内において、その良好な環境の形成又は保持のため当該地域の特性に応じて合理的な土地利用が行われるよう、<u>制限すべき特定の建築物等の用途の概要を定める地域</u>とされている。<u>建築物（工作物）の用途の制限は、建築基準法第49条の2において、当該特定用途地域に関する都市計画に即し、政令で定める基準に従い、地方公共団体の条例で定めるとされている。</u>条例では、用途の制限のほか、<u>既存不適格建築物（工作物）の取扱、市長の特例許可等</u>について定める。</p> <p>○伊勢市特別用途地区における建築物の制限に関する条例(H23.12.28制定)</p> <p>特別用途地区は、都市計画法第9条第13項において、<u>用途地域内の一定の地区</u>における当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現を図るため当該用途地域の指定を補完して定める<u>地区</u>とされている。<u>建築物の建築の制限又は禁止に関して必要な規定は、建築基準法第49条において、地方公共団体の条例で定めるとされている。</u></p> <p>○平成24年4月10日 運用開始</p>
審議の論点	<p>○市長の特例許可申請フロー(案)【資料1、2 参照】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定用途制限地域および特別用途地区においては、制限対象とする建築物や工作物であっても、市長が特例として認めて許可した建築物等は、立地することができる。 ・市長の特例許可を行う場合は、伊勢市都市計画審議会の意見を聴かなければならない。 ・今回、市長の特例許可に係る手続きの流れを、フローという形でまとめる。また、手続きの内容については、規則として制定する。
参考事項	<p>(過去の実績、提出部局での審議経過・意見等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年1月11日 経営戦略会議 都市計画決定素案と条例の策定について審議 ・平成23年4月25日 伊勢市都市計画審議会都市計画決定素案とりまとめ ・平成23年5月10日 経営戦略会議にて、パブリックコメントの実施について審議 ・平成23年8月18日 調整会議にて、パブリックコメントの結果報告 ・平成23年8月29日 産業建設委員協議会にて、パブリックコメントの結果報告 ・平成23年10月28日 伊勢市都市計画審議会都市計画決定案について原案同意の答申 ・平成23年11月21日 都市計画決定案について、知事同意 ・平成23年11月25日 産業建設委員協議会にて、都市計画決定案がまとまったことの報告 ・平成23年12月定例会 条例の制定について審議 ・平成23年12月28日 条例制定
関係資料の有無	有

経営戦略会議付議事項書

提出年月日：平成24年2月7日

付議事項提出部局	情報戦略局 行政経営課
該当する審議事項	(1) 市政の基本方針に関する事項
件名	今後の総合計画（基本構想及び基本計画）の策定について
付議事項の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の総合計画（みんなのまちの計画）の計画期間が平成 24 年度末である。 ・平成 23 年 8 月の地方自治法の改正により、市における基本構想の策定義務が廃止された。 <p>基本構想の策定義務が廃止され、市町村の自主性を発揮できる状況において、総合的かつ計画的に行政運営を進めるために、今後の総合計画（基本構想及び基本計画）のあり方について検討する必要性が生じている。</p>
審議の論点	<ul style="list-style-type: none"> ①策定義務はないものの、従来の基本構想に相応する「将来の都市像」「まちづくりの理念」等は、必要である、という方針で良いか。 ②従来の基本構想に相応する「将来の都市像」「まちづくりの理念」等が必要である場合、議会の議決を得る、という方針で良いか。 ③従来の基本計画に相応する計画の策定については、市長の任期にあわせ策定する、という方針で良いか。 ④次期の従来の基本計画に相応する計画の策定までの間については、“現総合計画（「みんなのまちの計画」）の基本構想”を基本構想とし、各種個別計画を整理したものを基本計画とする、という方針で良いか。
参考事項	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 24 年 1 月 24 日 平成 23 年度第 14 回経営戦略会議で審議
関係資料の有無	有